

小児慢性特定疾病医療費助成の受給者のみなさまへ

① 小児慢性特定疾病医療受給者証の受診する医療機関の記載方法が変わります

令和5年2月1日以降に高槻市が発行する医療受給者証には、指定医療機関名（診療所・病院）は個別に記載されません。（詳細は下記の変更例を参照）ただし、受診する医療機関が「指定小児慢性特定疾病医療機関」として指定を受けていれば、受給者証を使用することができます。

<受給者証の変更例>

指定医療機関名	〇〇大学附属病院 〇〇県〇〇市〇〇町1-1 〇〇総合病院 〇〇県〇〇市〇〇2-2	指定医療機関名	指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されている診療所・病院
	指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されている薬局 指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されている訪問看護ステーション		指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されている薬局 指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されている訪問看護ステーション

※医療機関が児童福祉法に基づく指定医療機関の指定を受けているかどうかは、各都道府県、指定都市、中核市等のホームページなどでご確認ください。

② 令和5年2月1日以降、受診する医療機関の追加申請は不要となります

追加したい病院又は診療所・薬局・訪問看護ステーションがある場合は、この案内文書を医療機関でご提示いただきますようお願いいたします。

③ 医療機関名称が個別に記載された受給者証もそのままお使いいただけます

令和5年1月31日以前に高槻市が発行した受給者証（受診する指定医療機関が個別に記載されたもの）をお持ちの方についても、受診する医療機関が「指定小児慢性特定疾病医療機関」として指定を受けていれば、受給者証に記載のない医療機関であっても受給者証を使用することができます。（※）現在お使いの受給者証については、次回更新時までそのままご使用ください。なお、有効期間の途中で医療保険等を変更したことにより改めて受給者証が交付された場合は、上記の受給者証の変更例のとおりとなります。

（※）受給者証を使用できるのは、受給者証に記載された疾病にかかる保険診療に限ります。

指定小児慢性特定疾病医療機関のみなさまへ

受給者が、医療機関名称が個別に記載された受給者証を提示した場合で、且つ、受診した医療機関名称が記載されていない場合も、公費を適用（※）の上、受給者へ自己負担上限額の範囲での請求をお願いします。医療機関追加の申請は不要です。

※受給者証に記載されている疾患に関して行われる保険診療のみが小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となります。

【問合せ先】

高槻市子ども未来部子ども保健課（高槻市立子ども保健センター）

〒569-0096 大阪府高槻市八丁畷町12番5号

TEL 072-648-3272 FAX 072-648-3274